

○議長（奈良完治君）

おはようございます。

開会前に、上下水道課長から発言の申出がありますので、許可いたします。上下水道課長。

○上下水道課長（佐藤康文君）

おはようございます。議長の許しを得ましたので、発言させていただきます。

昨日の決算特別委員会で浅利委員から頂戴した質問についてお答えいたします。令和六年三月三十一日現在の数字となりますが、催告書を送付いたしましたのは百五十五名で、そのうち給水停止者は五十四名、現在も給水停止中の方は三名でございます。私、昨日、給水停止中の方は四十五名というふうに申し上げましたが、これは令和五年十月三十一日現在の数字でございます。

給水停止の期間でございますが、給水停止になりますと、ほとんどの方が、その日のうちに電話連絡あるいは上下水道課のほうに来庁されます。電話連絡いただいた方にも、一度、上下水道課のほうに来ていただいて、本来であれば滞納している額、全額を納付していただいて給水開始というふうになるのですが、なかなか経済上そのようにもいかないかと思っておりますので、その方々の経済状況に見合いました納付計画というものをその方と職員と一緒に作成いたします。その納付計画と水道料金の一部を提出いただければ、その日のうちに給水を開始するというようにしておりますので、給水停止期間といたしましては、ほぼありません。あるいは、土日が重なりますと、その分、延びますので、長くても三日程度というふうに考えております。発言は以上でございます。

○議長（奈良完治君）

次に、報告事項がありますので、事務局から報告させます。事務局長。

○事務局長（木村宣文君）

本日、六番阿部祐己議員から欠席する旨の届出がありましたので、ご報告いたします。

また、本日の議事日程は、タブレットサイドブックスの令和六年第三回定例会フォルダの令和六年九月十二日、議事日程第三号でございます。

以上です。

○議長（奈良完治君）

ただいまの出席議員数は十一名であります。定足数に達しておりますので、ただいまから本日の会議を開きます。

日程第一、発議第三号西十和田トンネル（仮称）の早期建設を求める意見書案を議題といたします。

お諮りいたします。

発議第三号は、質疑及び討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議あり」と呼ぶ者あり〕

○議長（奈良完治君）

異議がありますので、趣旨説明を行います。

発議第三号の提出議員から登壇の上、趣旨説明を求めます。三上道人議員。

○五番（三上道人君）

発議第三号西十和田トンネル（仮称）の早期建設を求める意見書について、趣旨説明いたします。

青森県と秋田県にまたがる西十和田トンネルの要望区間は五・一キロメートルで、トンネル区間は三・四キロメートルとなっており、この区間は、観光、経済、災害時の避難、物資輸送などの重要なルートであります。冬期間は閉鎖

となるため、いろいろな分野で支障を来しているものであります。

西十和田トンネルの早期建設を願い、一九九〇年から三十年以上にわたり要望を続けており、周辺自治体や、これまで要望に携わってきた多くの方々の思いを実現するためにも意見書を採択し、要望を継続するものであります。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（奈良完治君）

趣旨説明が終わりました。

これから質疑を行います。浅利直志議員。

○十一番（浅利直志君）

質疑というよりも、質疑したい事項は様々あるのですけれども、毎年恒例的に出されている本意見書を議会議決とすることに賛同できないので、意見を申し述べたいと思います。

冬期間、本トンネルの早期建設と言っておりますけれども、建設ぐらいの要望でしたらまだ分かるのですけれども、早期建設、これが関係住民、あるいはまた津軽地域の切実な要望だというふうに私はとても思えません。このことが第一の理由であります。交通的には、黒石、弘前間などの公共輸送手段の確保だとか、そういう課題も抱えている現在でございますので、とてもトンネルを早期に建設するということが住民の切迫した切実な願いというふうには理解できません。

もう一つの理由は、物流の改善と言っておりますけれども、西十和田トンネルを造って、物流や観光面での改善というのはどれほど図れるのか、どういう試算をしているのかということが全く不明でございます。物流の改善と言いますのであるならば、北海道の農産物をはじめとした北海道、青森、本州につなぐような物流の改善こそ、必要なことではないのかなというふうな思いからでございます。

最後に、三つ目としては、防災・減災のためにも既存のトンネルや橋、そういうものをメンテナンスそのものを強化することこそ求められているというふうに私は思いますので、本意見書の採択に賛同できないものであります。

○議長（奈良完治君）

賛成者の発言を許します。ほかに討論はないですね。（「なし」の声あり）これで討論を終わります。

これから発議第三号を採決します。この採決は起立によって行います。

発議第三号を原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（奈良完治君）

起立多数であります。よって発議第三号は原案のとおり可決されました。

なお、意見書の取扱いについては本職に一任願います。

○議長（奈良完治君）

日程第二、報告第十五号令和五年度藤崎町健全化判断比率の報告の件を議題といたします。

これから質疑を行います。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。

以上で報告第十五号を終わります。

日程第三、報告第十六号令和五年度藤崎町資金不足比率の報告の件を議題といたします。

これから質疑を行います。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。

以上で報告第十六号を終わります。

暫時休憩します。

次の議案は、福士監査委員本人に関わる議案のため、退席したい旨の申出がありましたので、退席を許可します。

休 憩 午前十時十一分

---

再 開 午前十時十一分

○議長（奈良完治君）

休憩前に引き続き会議を再開いたします。

日程第四、諮問第四号人権擁護委員の推薦につき意見を求めるの件を議題とします。

これから質疑を行います。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。

これから討論を行います。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。

これから諮問第四号を採決いたします。

諮問第四号は原案のとおり適任と認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（奈良完治君）

異議なしと認めます。よって諮問第四号は原案のとおり適任と認めることに決定いたしました。

暫時休憩いたします。

福士竹志監査委員の入場を許可します。

休 憩 午前十時十二分

---

再 開 午前十時十二分

○議長（奈良完治君）

休憩を取り消し、会議を再開します。

日程第五、議案第六十号藤崎町地方活力向上地域に係る固定資産税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例案を議題といたします。

これから質疑を行います。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。

これから討論を行います。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。

これから議案第六十号を採決いたします。

議案第六十号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（奈良完治君）

異議なしと認めます。よって議案第六十号は原案のとおり可決されました。

日程第六、議案第六十一号藤崎町国民健康保険条例の一部を改正する条例案を議題といたします。

これから質疑を行います。浅利直志議員。

○十一番（浅利直志君）

本議案は、国民健康保険法の一部改正に伴って町の条例も改正するというようなことですが、改正内容については被保険者証、保険証を廃止するから規定を改正するんだと、罰則も含めて改正するんだというような説明を受けておるんですけれども、その具体的な内容をもうちょっと詳しく説明していただきたいということが第一点と、そもそも今年の十二月には保険証を廃止するというようなことで国策として進められているんですけれども、現在も利用率が低迷しているような状態、利用率というか、マイナンバーカードによる利用が低迷しているような状態ですけれども、その後、具体的に保険証を回収するんですか、失効するんですか。どういうふうな、役場としては実務的な手続をお取り

になるんですか。その二点を取りあえずお聞きいたします。

○議長（奈良完治君）

住民課長。

○住民課長（境 輝幸君）

お答えいたします。

まず、条例改正の内容の詳しいところですが、今回の第九項のところを第五項というふうに直す、というのが、第九項が、ちょっと読み上げます。世帯主は、その世帯に属する被保険者がその資格を喪失したときは、厚生労働省令の定めるところにより速やかに市町村にその旨を届け出るとともに、当該被保険者に係る被保険者証または被保険者資格証明書を返還しなければならないというような内容でありましたものを、改正後の第五項が、世帯主はその世帯に属する被保険者がその資格を喪失したときは、厚生労働省令の定めるところにより速やかに市町村にその旨を届けなければならないというようなことに改正してございます。

続きまして、マイナ保険証のところですが。現在、マイナ保険証のひもづけ率は国保が六〇・六％、利用率が七・三％、これは七月末現在の数字であります。後期高齢者のほうです。今、国保ですけれども、ついでにご説明します。後期高齢者が四八・二％のひもづけ率、利用率が二・五％、これは五月末現在でありまして、現在はもう少し上がっているものかと思われまます。

あとは、保険証の回収とかの件についてです。現在発行している国保の保険証は来年、令和七年七月三十一日までの有効期限となっております。その期限までは使用が可能となっておりますので、回収とかはありません。

以上です。

○議長（奈良完治君）

ほかに質疑はありませんか。浅利直志議員。

○十一番（浅利直志君）

そうしますと、保険証、保険証と言っておりますのは、正確には被保険者証の廃止というようなことは、別に十二月の四日だか十一日だか分からないけれども、その時点では、一人一人は資格は喪失していないわけでありまして、保険証そのものを返還に行くとか回収するとか、そういうようなことはやらないんだという説明で、それなりに一安心ということでありましてけれども、では保険証を廃止するというようなことですので、来年まで有効だというふうなことであれば、高齢者の保険証でいえば、来年の七月なら七月まで有効だというようなことであれば、その後はマイナンバーカードを持っていない人だとか、あるいは持とうとしない人だとか、そういう人はどういう対応を取ればよろしいんですか。今、十二月すぐなんですけれども、どういう対応を取ることが推奨されているのか、あるいはまた推奨ということは、行政としては国策に逆らうことになるから言わないんでしょうけれども、どういう対応を求められるんですか、被保険者にとりまして。

○議長（奈良完治君）

住民課長。

○住民課長（境 輝幸君）

お答えいたします。

十二月二日時点でマイナンバーカードを持っていない、または持っていて保険証とのひもづけを行っていない方に対しましては、申請不要で資格確認書というものを発行いたします。発行時期は、まだ正式に決定はしておりませんが、現保険証の有効期限である来年七月三十一日までの間には発行する予定となっております。

また、十二月二日以降に新規取得や保険証を紛失したという方については、保険証の再発行はできないので、新規取



得の場合の発行もできないので、その方たちには、マイナ保険証を持っていればそれを使ってもらうし、持っていなければ資格確認書が発行されるということになります。有効期限は現保険証の有効期限と同様に、来年七月三十一日までとなっております。

以上です。

○議長（奈良完治君）

浅利直志議員。

○十一番（浅利直志君）

課長から丁寧な説明をいただきまして、アウトラインというか、それについては理解をしましたので、いずれにしても、私以外の議員の皆さんはしっかり理解しているんだと思いますのですけれども、町民にとっては、今後の状態について分からないという人がいるわけでございますので、その辺を再々度といたしますか、そういう手続の資格確認書ということも可能なんですというような内容も含めて、きちんと広報に努めるべきだと思っておりますけれども、町長にお聞きいたします。どういう取組をなさるつもりですか。

○議長（奈良完治君）

平田博幸町長。

○町長（平田博幸君）

まず、国策の制度改正に、我々は準じて行動を取ってまいりたいと思っております。今、混乱がないようなというようなお話でございましたけれども、もちろん町の広報、あるいはピンポイントで高齢者にご案内申し上げたり、本当に混乱がないようにスムーズに移行できるような体制を再度指導していきたいと思っております。

○議長（奈良完治君）

ほかに質疑はありませんか。（「なし」の声あり）これで質疑を終結いたします。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。浅利直志議員。

○十一番（浅利直志君）

国策として進めているというようなことですが、これが前、デジタル庁の長官でいくと、マイナンバーとマイナンバーをつくり、そして国保と一体化させる、これが日本のデジタル改革の一丁目一番地なんだというようなことで、普通の人に言わせれば無理やり、あるいはデジタル化というのは無理やりやらないとできないんだというような言い方をしておりますけれども、これもやっぱり私の意見ですけれども、五年程度かけて段階的にやって何ら問題はないのではないかと。つまり、日本のデジタル化をマイナンバーカードで進めるという、それが本当にいいものであれば、どんどん普及していくんです。普及がしていないところには、何かの問題点があるわけがございます。

結論を急ぎます。いずれにしましても、現行の保険証も使えるという選択的な制度設計をすべきだという、マイナンバーカードを使う人はどんどん使えばいいんです。しかし、保険証を廃止するということは中止すべきだという視点から、今回の改正に賛同できません。

○議長（奈良完治君）

次に、原案に賛成者の発言を許します。棚内伸治議員。

○二番（棚内伸治君）

私は、藤崎町国民健康保険条例の一部を改正する条例案に賛成するものであります。

本条例案につきましては、国民健康保険法の一部改正を受けて提案されたものであり、全国全ての自治体が改正を行う必要があると認識しております。

また、本条例の改正内容についても法改正の内容に即したものとなっており、適正と認められますので、本議案に賛成するものであります。

○議長（奈良完治君）

ほかに討論はありませんか。（「なし」の声あり）これで討論を終わります。

これから議案第六十一号を採決いたします。この採決は起立によって行います。

議案第六十一号は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（奈良完治君）

起立多数であります。よって議案第六十一号は原案のとおり可決されました。

日程第七、議案第六十二号財産の取得の件を議題といたします。

これから質疑を行います。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。

これから討論を行います。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。

これから議案第六十二号を採決いたします。

議案第六十二号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（奈良完治君）

異議なしと認めます。よって議案第六十二号は原案のとおり可決されました。

日程第八、議案第六十三号青森県後期高齢者医療広域連合規約の変更についてを議題といたします。

これから質疑を行います。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。

これから討論を行います。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。

これから議案第六十三号を採決いたします。

議案第六十三号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（奈良完治君）

異議なしと認めます。よって議案第六十三号は原案のとおり可決されました。

日程第九、議案第六十四号令和六年度藤崎町一般会計補正予算（第三回）案を議題といたします。

これから質疑を行います。五十嵐 忍議員。

○七番（五十嵐 忍君）

補正予算書の二十一ページになります。

上のほうの藤崎中学校費、修繕料四十六万四千元、それから防犯カメラ設置工事費八十二万五千元、これについての説明を求めます。

○議長（奈良完治君）

学務課長。

○学務課長（木村文徳君）

お答えいたします。

藤崎中学校の修繕料四十六万四千元の主なものは、藤崎中学校の道路に面した教室、美術室であるとか技術室であるとか、地域開放区画にある教室なんです、そちらの窓ガラスが、ちょっとちっちゃいような穴、石か何かぶつかったような穴が空きまして、その修繕が主なものとなっております。

防犯カメラについてなんですが、ガラスに傷がついたというのが、ちょっと二回ぐらいに分かれて起こってしまっていて、最初は草刈りとかで石が飛んだのかというような議論もされたんですが、ちょっとそうではないなということで、防犯上、ちょっと不安があるというのもありましたので、藤崎中学校には防犯カメラ設置されてありませんでしたので、それを含めて防犯カメラ四台を道路側に面したところに二台、昇降口付近に二台、四台を整備する計画となっております。

以上です。

○議長（奈良完治君）

ほかに質疑は。五十嵐 忍議員。

○七番（五十嵐 忍君）

その窓ガラスの破損については、生徒がやった可能性も考えられるのでしょうか。

○議長（奈良完治君）

学務課長。

○学務課長（木村文徳君）

学校長と今日、話した中では、藤崎中学校は今非常に落ち着いている状態で、昔のように学校にいたずらするというような学生は心当たりがないということで、まず生徒の可能性は低いのではないかと。そのガラスも、学校でも生徒に聞き取り、集会等で、こういうことあったけれども、何か知っている子はいないかというような問いかけもしたそうですが、なかったそうです。あとは、外部からのいたずらということも考えられるということで、今回防犯カメラを設置させていただきたいというような予算を計上させていただきました。

以上です。

○議長（奈良完治君）

浅利直志議員。

○十一番（浅利直志君）

ページ数でいきますと二十ページですか、教育費の中の事務局費、委託料、その中でシステム整備業務委託料二百三十一万円ほど計上されているんですけども、これはどういう内容の、どういう機器なりを委託することになるんですか。

○議長（奈良完治君）

学務課長。

○学務課長（木村文徳君）

こちらのほうは、町の総務課が今整備します職員の出退金管理に伴うシステムを町立学校のほうにも拡充することのための予算になります。県の教育委員会から、町で設置している学校の教職員、県費教職員についても、客観的な勤務時間の把握に努めてくださいという要請がなされていることから、総務課で今導入されている出退勤のシステムを学校のほうにも設置させていただきたいということで、共同でやらせてもらうものです。

なお、この金額の二分の一は県のほうの補助金、歳入のほうについているんですけども、少々お待ちください。県のほうから二分の一補助をもらって整備していくものであります。

以上です。

○議長（奈良完治君）

浅利直志議員。

○十一番（浅利直志君）

今までは、どういうふうにして管理していたんですか、四％なら四％、現状どういうふうにして出退勤というのを管

理、現場ですよ、管理なさっていたんですか。

○議長（奈良完治君）

学務課長。

○学務課長（木村文徳君）

基本的には、いわゆる出勤簿に押印するという形と、あとは今の校務支援システムを去年、おとしですか、の予算で整備させてもらったんですが、それをパソコン立ち上げたときに打刻する、帰るときに打刻するというような形ではやっておりますが、なかなか学校のパソコンも古くなって、朝ばたばたしているときになかなか立ち上がらないとかという問題もあったりして、正確な把握かと言われると、ちょっと疑問も残るということで、今回、町が職員の出退勤ということで客観的にしっかり押さえられるということで、今回教育委員会でも予算計上させていただいたというような経緯になります。

以上です。

○議長（奈良完治君）

浅利直志議員。

○十一番（浅利直志君）

教育長にお聞きいたします。

この間、テレビ見たら県の会議に教育長が出ていましたので、出ているなというふうには思ったんですけども、そもそも宮下知事が替わってからというのと、それから教職員の働き方改革というか、そういうので教職員の働き方の時間的なことにもきちんと、ただ四％、四％、報酬を上げればよいというようなことから始まったことだと思うんですけども、そもそも県が指導して、もっと早くにやっていなければならなかったことなんではないんですか。具体的に言

えば、このシステムというのは、どういうふうな内容なのかということと、そもそも県で、もっと早くからやっていたらなければならないことだったのではないんですか。その辺は、どういうふうな受け止めなんでしょうか。

○議長（奈良完治君）

羽賀教育長。

○教育長（羽賀義易君）

議員おっしゃるとおりだと私も現役時代から思っていました。結局、働き方改革と称して職員の在校勤務時間、それを減らすという、ただそれだけではいけないということは、県のほうにも強く話しているところです。業務を減らしたり人員を増やしたりすることによって、結果的に職員の在校勤務時間が減った、それを目指すべきだというふうに考えているところです。

以上です。

○議長（奈良完治君）

ほかに質疑はありませんか。浅利直志議員。

○十一番（浅利直志君）

関連して、これでこの件の委託費については終わりたいと思っているんですけども、同じ項目のところに、働き方改革をするには教職員が実際手をかけるというようなことを少なくする、口座振替にするとか、連絡網の確立にどういうふうに現在のシステムを利用してやるとか、様々あるんですけども、その中で百四十五万円ほどかけて校務支援システム構築業務委託というようなことなんですけれども、これはまた端的に言えば、これも二分の一というよりも、国県で全額こういうのを持つべきものだと思うんですけども、どういうふうなシステムを準備して、百四十万円ほど使って、どういうふうなシステムを構築しようとしているんですか。



○議長（奈良完治君）

学務課長。

○学務課長（木村文徳君）

お答えいたします。

このシステム構築業務委託料については、既に学校に配備してあります校務支援システム、既にあるんですけれども、そちらのほうは成績管理であるとか、児童の出欠確認であるとかというものを取りまとめるためのシステムになります。今回、県の補助二分の一つくということで、ちょっと言い方が悪いですが、学校に我慢してもらっていた週案簿、時数管理の部分のシステムについて追加で機能を整備するということで、既存のシステムの機能追加というような形のものです。

以上です。

○議長（奈良完治君）

ほかに質疑はありませんか。浅利直志議員。

○十一番（浅利直志君）

ちょっと最後の児童の出欠だとか、あるいは成績だとか、その辺の管理は今までもやっていたんですよと。だけれども、何かその次、週案簿だかなんだかと、ちょっと私、耳も目も悪いもので聞き取れなかったんですけれども、どのような内容をシステムとして、追加だからもう百四十万円もかかるものなのかなというふうには思うけれども、これは小中学校全てに共通するシステム管理をやっていくというのであれば、ちょっと百四十万円ですりぬけるのかなというふうな思いもあるけれども、いずれにしてもそのシステムの内容をもうちょっと詳しく、追加システムの内容を詳しく説明してください。

○議長（奈良完治君）

学務課長。

○学務課長（木村文徳君）

いわゆる時数管理、教育指導要領上、各学年ごとに、この教科は何時間やらなければいけないとかというものが決まっております。学校活動を行う中で、その教科について何時間行ったかとか、年度末に近づいてこの教科の時数が足りないとか、そういうのを今まで教務主任等が手作業で確認していたものをシステムで管理できるようにしていくためのものになります。

配備については全ての小中学校、五校全てに配備予定であります。小学校については、そのほかに時間割の作成についても、その時数管理との関連で時間割まで、これ中学校のほうにはその機能がないもので、中学校には配備できないんですが、小学校については時間割作成の変更とかの機能、そういうものもついたものも整備するものであります。

以上です。

○議長（奈良完治君）

ほかに質疑はありませんか。相馬勝治議員。

○十番（相馬勝治君）

十七ページのモモシンクイガ、害虫ですよ。これについて農政課に伺います。

何町歩、対象者は何人というか何世帯といいますか、何軒、補助の割合、この三点をちょっとお伺いします。

○議長（奈良完治君）

農政課長。

○農政課長農委事務局長併任（舘田康彦君）

お答えいたします。

モモシクイガ特別防除の支援金であります。人数というか、対象面積で換算したものであります。二〇二〇年、農林業センサス樹園地面積、調査したところ、五百九十六万四千二百平米ありまして、それに伴いましてコンフューザーR、千平米当たり百本使うということで、合計五十九万六千四百五十本が必要となります。それから、一箱当たり五十本ということで、補助単価が二千四百三十四円、近隣販売店から聴取したところ、そちらのほう聞き取りの結果、そちらのほう二千四百三十四円を採用いたしまして、合計二千九百三万五千八百八十六円となります。このうちの四分の一といたしますと、七百二十五万八千七百九十七円、端数処理いたしまして七百二十五万九千円を補助金額といたしましたものであります。

以上です。

○議長（奈良完治君）

ほかに質疑はありませんか。奈良岡文英議員。

○八番（奈良岡文英君）

今のリンゴモモシクイガ防除の補助金ですけれども、当初は補助金が、コンフューザーRに対して補助が出ると、県が四分の一、町が四分の一、合わせて二分の一になるんでしたっけ。その補助が出るというのだけ先に先走っていて、農家の人は、ではどういう形でその補助金を受け取ることができるのか、購入したコンフューザーRが安くなるのか、それとも販売金額で払って、その後補助金が農家に入ってくるのかとか、いろいろな情報が交錯したんですけれども、実際のところ、どういう補助金の出し方になるんですか。

○議長（奈良完治君）

農政課長。

○農政課長農委事務局長併任（舘田康彦君）

お答えいたします。

補助金であります。補助金につきましては、既にいろいろ聴取してあります農業協同組合さんのほうから、いろいろ情報提供もらいまして、私たちのほうに販売店であります農業協同組合さんのほうから、補助金交付申請書という形で、町内に住所を有する購入者の方のリストをもらいまして、そのうちその内容を審査し確認しまして、この四分の一に当たります金額を販売店のほうに交付いたします。それから、販売店のほうでは、実質販売額からこの四分の一を差し引いた金額を農業者の方に請求するということで、割引された形で農業者の方が販売店のほうに納めるということとなっております。

それに伴いまして、いろいろ情報として相手のほうは押さえてあるんですけども、全て把握し切れないものがありますので、今回この補正予算が通りましたら、広報の折り込みを通じまして農家さんのほうに周知いたします。それで、販売店と直接、農政課でも農業者さんにも交渉してもらって、補助金の交付申請をしてもらうわけなんですけれども、それで一応、随時対応していきたいと考えております。

以上です。

○議長（奈良完治君）

ほかに質疑はありませんか。農政課長。

○農政課長農委事務局長併任（舘田康彦君）

スケジュール案についてお答えいたします。

今、周知のほういたしまして、販売店のほうから十月末をめどに、この交付申請書とリストのほうの提供を求めているものであります。十一月中に補助金のほうを交付いたしまして、通常、農協さんの話でいきますと十二月、年末に向

けて請求書のほうを農業者さんの方に請求するということでありましたので、町といたしましては十一月下旬までには販売店のほうに補助金のほうを交付していきたいと考えております。

以上です。

○議長（奈良完治君）

ほかに質疑はありませんか。浅利直志議員。

○十一番（浅利直志君）

土木費の中の道路維持費でございます。ページは十八ページでございます。

その中で、百六十五万円ほどで清掃業務委託料というのが支出されるんですけども、これはどういう箇所のどういう内容なんでしょうか。

建設課長。

○建設課長（鳴海浩司君）

お答えいたします。

清掃業務約百六十五万円は、三千石堰水路に泥が堆積し、その泥をもとに雑草が繁茂してきたことから、排水機能維持のため、浚渫する費用を追加補正させていただいたものであります。

以上であります。

○議長（奈良完治君）

ほかに質疑はありませんか。浅利直志議員。

○十一番（浅利直志君）

この雑草、三千石堰、これちょっと私の記憶が正確でないかもしれないけれども、学校一つ建つぐらいの規模で、十

四億円ほどだと思ったんですけれども、それほどかけてやった工事なんです。それが五年もたたないうち、その工事の末端部分が雑草といいますか、私も正式な名前は分からないんですけれども、私の記憶ではガズギ、ガズギと言っていたものが、津軽架設ありますでしょう。その裏辺りに、かなり生育して繁茂しているような状態なわけです。今回のこれをまた放置しておきますと何ぼでもおがるというか、そういうようなことなんです。ですから、この予算を否定するとか足りないとか余計だとかというようなことではなくて、どうしてこういうふうに堆積したのか。泥が堆積した、私もちょっと現場見てみたんですけれども、湯っこの辺りまで行っていますので、畑の湯っこ。その辺り見てみたんですけれども、いずれにしてもその原因や、確かに浚渫やれば、またやればというか、それなりの効果はあるんだと思います。畑の中に重機を入れなければならないとかというような問題もあるんでしょうけれども、だけれども、どうしてそういうふうに泥がたまったのか、浚渫まで。ですから、もうちょっと上流からずっと、何か最近の新聞報道では十和田湖のおいらせに泥たまり過ぎているのではないかと、どうなっているんだとか、いずれにしても今回のこのことも、投資を効果的に発揮するために放置しておけば、排水機能がなくなるわけです。

町長にお聞きいたします。浚渫とともに、その原因、対策、そういうものを予備費を使ってでも、四百万円も五百万円も予備費使ったりしているわけなので、そういう原因を特定して対策を練る必要があるのではないのかというふうに思っておりますんですけれども、町長のお考えをお聞きいたします。

○議長（奈良完治君）

平田博幸町長。

○町長（平田博幸君）

日本共産党の浅利議員のご質問にお答えいたします。

まずは、場所特定できているんですけれども、ご理解していないかもしれませんので、ちょっとお話しします。いわ

ゆる雨水対策、これは藤崎全町、西豊田も一部入っています。国土交通省の指導もいただいて、平成二十七年度から三千石の都市計画の中の一環での雨水対策で、ずっと工事をしてきたところ、総額は十四億円というのはご承知のとおりでございます。その前は、土の堰だったんですよ。それも全く掘らない堰であったところで、ずっと下流のほうの今、藻が生い茂っている、そこにやっぱり土墨がたまったんでしょう。そもそも今、これから浚渫をしようとするのは、側溝の製品が入っていて、土墨のところから土がどっと入って草がおがってぼうぼうということで、津軽架設の周辺あるいはその手前の、いわゆる農地の人からの苦情があって、万が一のためにあそこをきれいに浚渫して、万が一のために、いわゆるせっかくやった工事をきれいに水を流すということで、今この工事をやるということでございますので、まず原因は分かっています。土からずっと入ってきた泥がたまったということですよ。今、そこを上げてしまえば、そんなにこれからはたまっていかないでしょう。

ただ、私、農政課にも建設課にもお話ししたんですけれども、三千石の工事の長さというのは、そんなに長くないんだけど、周りに相当、農家で果樹園作っていますよね。ですから、例えば草刈ったりするときは、U字溝が入ったところに刃を向ければ土が落ちていくわけですよ。注意喚起から何から皆、指導してくれと。そして、地域住民の方も協力体制を取るような形で、一軒一軒でも回ってそういう話もしろということで指導していますので、一回上げてしまえば、あとはそんなに、十年に一回とか二十年に一回とか、そういうペースで私はいいと思っていますけれども、あとは農家の協力もいただかないとと思っておりますので、一年に一回はチラシを持って回るとか、そういう、農政課と建設課が協力をもって、やっぱりこの地権者の協力も仰ぐためのお願いをしていきたいと思っております。

○議長（奈良完治君）

ほかに質疑は。浅利直志議員。

○十一番（浅利直志君）

町長も現場を見ていらっしゃるんだろうと思うので、また苦情が農家さんから行っているのも承知していることだと思うんですけれども、私もちょっと白鳥ロードでしたか、あそここのところから見ただけで、でもその上流のほうの影響も十分考えられるのかなと。あれぐらいの泥がたまってというようなことから見れば、いずれにしても町長が農家に、リンゴ農家のあれから土が雨水によって行ったというふうには私には思えなかったもので、いずれにしても、ボランティアでものやってもらうというのはなんですけれども、そういう植生に詳しい人の協力も、予備費を推奨しているような話になって申し訳ないけれども、その原因、対策なりを、また、この浚渫、泥上げとともにやらないと、十年は大丈夫なような話でしたけれども、そう甘くないのではないのかなという思いがありますので、その辺を専門家なりなんりの意見も聞くようにしていただきたいというのが、これは私の要望ですので、工事、泥上げをやればよいということではなくて、対応していただきたいということを担当課及び町長に要望しておきたいと思います。

○議長（奈良完治君）

ほかに質疑はありませんか。（「なし」の声あり）これで質疑を終結いたします。

これから討論を行います。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。

これから議案第六十四号を採決いたします。

議案第六十四号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（奈良完治君）

異議なしと認めます。よって議案第六十四号は原案のとおり可決されました。

日程第十、議案第六十五号令和六年度藤崎町国民健康保険（事業勘定）特別会計補正予算（第二回）案を議題といたします。



これから質疑を行います。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。

これから討論を行います。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。

これから議案第六十五号を採決いたします。

議案第六十五号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（奈良完治君）

異議なしと認めます。よって議案第六十五号は原案のとおり可決されました。

日程第十一、議案第六十六号令和六年度藤崎町後期高齢者医療特別会計補正予算（第二回）案を議題といたします。

これから質疑を行います。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。

これから討論を行います。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。

これから議案第六十六号を採決いたします。

議案第六十六号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（奈良完治君）

異議なしと認めます。よって議案第六十六号は原案のとおり可決されました。

日程第十二、議案第六十七号令和六年度藤崎町介護保険（事業勘定）特別会計補正予算（第二回）案を議題といたします。

これから質疑を行います。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。

これから討論を行います。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。

これから議案第六十七号を採決いたします。

議案第六十七号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（奈良完治君）

異議なしと認めます。よって議案第六十七号は原案のとおり可決されました。

日程第十三、議案第六十八号令和六年度藤崎町水道事業会計補正予算（第三回）案を議題といたします。

これから質疑を行います。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。

これから討論を行います。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。

これから議案第六十八号を採決いたします。

議案第六十八号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（奈良完治君）

異議なしと認めます。よって議案第六十八号は原案のとおり可決されました。

日程第十四、議案第六十九号令和六年度藤崎町下水道事業会計補正予算（第二回）案を議題といたします。

これから質疑を行います。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。

これから討論を行います。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。

これから議案第六十九号を採決いたします。

議案第六十九号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（奈良完治君）

異議なしと認めます。よって議案第六十九号は原案のとおり可決されました。

日程第十五、決算特別委員会報告を議題といたします。

お諮りいたします。

本件は、議員全員で構成する委員会の審査であり、委員長から報告書が提出され、お手元に配付しているとおりであります。委員長報告は、会議規則第三十九条第三項の規定により省略したいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（奈良完治君）

異議なしと認めます。よって、委員長報告は省略することに決定いたしました。

次に、令和五年度各会計の歳入歳出決算の議案第七十号から議案第七十五号までは、議員全員による決算特別委員会で審査いたしましたので、説明、質疑及び討論を省略し、採決いたします。

日程第十六、議案第七十号令和五年度藤崎町一般会計歳入歳出決算の認定を求めるの件を議題といたします。

お諮りいたします。

本案に対する委員長報告は認定とするものです。

本案は、委員長の報告のとおり認定することにご異議ありませんか。

〔「異議あり」と呼ぶ者あり〕

○議長（奈良完治君）

異議がありますので、討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。浅利直志議員。

○十一番（浅利直志君）

令和五年度決算額は、歳出総額で九十億円余であり、翌年度に三億円余を繰り越す決算であります。その主な内容として物価の高騰対策や、あるいはまた保育福祉施設などへの交付金の交付や、子育て支援のための支援の強化など、町民のために役立つ予算執行の内容ではあります。

しかしながら、以下の点で同意できませんので、令和五年度決算認定に賛成できません。その理由の一つは、町長交際費千三百六十二万円余りの支出であります。名誉町民であります木村守男氏のお別れの会の支出に千二百五十万円ほども支出したものであり、支出額が過大でも過剰でもあり、また、町はみんなのものである、そして公平公正な町政執行に反する執行であるからであります。

二つ目は、消費税十％に対応した決算であり、この十％の消費税が地域経済や家計の足かせになっているという理由からであります。

三つ目は、旧弘前実業高校藤崎校舎のキノコ栽培のために、屋内ファーム整備工事費として二億三千万円ほど支出されておりますけれども、将来の運営や、あるいはまた過大な投資などではないかという理由から賛成できません。

そして、最後に四つ目としては、決算認定に同意できない理由としては、マイナンバーカードの言わば義務化のような状態であります。本年十二月をもって健康保険証、被保険者証を廃止するため、そのシステム整備を進め、法令整備を進めているからであります。多様な人々の安心な医療を構築するためにも、現行保険証の存続を図り、少なくとも市町村自治体は、その選択の自由を認めるという措置を取るべきであるという理由からであります。よって、令和五年度決算認定に同意できません。

○議長（奈良完治君）

次に、原案に賛成者の発言を許します。相坂清志議員。

○一番（相坂清志君）

議案第七十号令和五年度藤崎町一般会計歳入歳出決算の認定を求める件について、賛成するものであります。

歳入九十三億千六百七十七万円余りにおいて、歳入の根源である町税をはじめ、地方交付税や国県支出金などの財源を堅実に確保し、歳出九十億千二百九十六万円余りにおいては、厳しい財政環境の中、教育の充実や安全安心な生活の向上、さらには物価高騰対策など限られた財源を有効に活用し、各種事業を展開してきたものであります。

主な事業といたしましては、明德中学校の予防改修工事や藤崎町グラウンドの大型遊具の設置、コミュニティプラザぼっぼらの改修事業及び消防活動に欠かせない小型動力ポンプ付積載車の購入など、教育の充実及び安全安心な生活の向上に資する多くの事業が実施されております。

また、物価高騰対策である低所得者世帯や低所得子育て世帯への給付金事業や、町民一人当たり五千円の商品券交付事業は、町民生活を守る施策として町民に大きな希望を与えたもので、高く評価されるものであります。よって、令和五年度藤崎町一般会計歳入歳出決算の認定を求めるの件に賛成するものであります。

○議長（奈良完治君）

ほかに討論はありませんか。（「なし」の声あり）これで討論を終わります。

これから議案第七十号を採決いたします。この採決は起立によって行います。

議案第七十号は原案のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（奈良完治君）

起立多数であります。よって議案第七十号は認定することに決定いたしました。

日程第十七、議案第七十一号令和五年度藤崎町国民健康保険（事業勘定）特別会計歳入歳出決算の認定を求めるの件

を議題といたします。

お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は認定とするものです。

本案は、委員長の報告のとおり認定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（奈良完治君）

異議なしと認めます。よって本案は認定することに決定いたしました。

日程第十八、議案第七十二号令和五年度藤崎町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定を求めるの件を議題といたします。

お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は認定とするものです。

本案は、委員長の報告のとおり認定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（奈良完治君）

異議なしと認めます。よって本案は認定することに決定いたしました。

日程第十九、議案第七十三号令和五年度藤崎町介護保険（事業勘定）特別会計歳入歳出決算の認定を求めるの件を議題といたします。

お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は認定とするものです。

本案は委員長の報告のとおり認定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（奈良完治君）

異議なしと認めます。よって本案は認定することに決定いたしました。

日程第二十、議案第七十四号令和五年度藤崎町水道事業会計決算の認定を求めるの件を議題といたします。

お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は認定とするものです。

本案は、委員長の報告のとおり認定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（奈良完治君）

異議なしと認めます。よって本案は認定することに決定いたしました。

日程第二十一、議案第七十五号令和五年度藤崎町下水道事業会計決算の認定を求めるの件を議題とします。

お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は認定とするものです。

本案は委員長の報告のとおり認定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（奈良完治君）

異議なしと認めます。よって本案は認定することに決定いたしました。

日程第二十二、陳情第三号藤崎町長・町議会議員選挙での選挙公報の発行に関する条例の制定を求める陳情書を議題

といたします。

お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は不採択です。

本案は質疑、討論を省略し採決したいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議あり」と呼ぶ者あり〕

○議長（奈良完治君）

異議がありますので、討論を行います。

まず、委員長報告に反対者の発言を許します。浅利直志議員。

○十一番（浅利直志君）

本陳情は、委員会では不採択になったわけですが、内容としては選挙公報、藤崎町長、町議会議員選挙での選挙公報の発行に関する条例を藤崎町でも制定してくださいよという陳情書でございました。端的に申しますと、投票日までに選挙公報を作成し、そして届けるということはかなり困難なところもありますのですけれども、全ての町民に町長や議員の立候補者の基本的な情報を届けるということは、この方法が一番いいというふうには私も思いませんが、町政における公的な責任ではないかと思っておりますので、本陳情は採択されてしかるべきだと思っております。

なお、参考までに、全国の九百二十六の町村のうち過半数の四百五十七の町村が選挙公報を発行しております。東北では現在、宮城県が全ての町村で選挙公報を発行しておるところだと言われております。岩手県は町村の二十六のうちの二十三というようなことで、青森県の場合は実施しているのはおいらせ町、三戸町、野辺地町、平内町、五戸町、全体では十六%ほどでありまして、極めて低い発行率だという現状についても併せて附帯してお知らせしておきたいと思っております。手間暇かかりますけれども、発行して、有権者に基本情報を提供すべきだということで採択されてしかるべき



だということでございます。

○議長（奈良完治君）

次に、委員長報告に賛成者の発言を許します。石澤貴幸議員。

○四番（石澤貴幸君）

不採択の立場で論じます。

こちらの陳情第三号は、六月議会にて総務産業常任委員会に付託され、一度、継続審議としたものであります。よって、総務産業常任委員会において時間をかけて協議し、様々な意見を交わしました。

意見として、町の選挙期間は五日間と短く、告示日の受付終了から編集、印刷となりますと、どうしても三日間を必要とし、期日前投票を利用する人数が増えている現状を鑑みますと、有権者への手元に届くのが遅いのではないのか、加えて、当町の毎戸配布のシステムは行政連絡員を通した町内会に委託しており、そこでまた配布までの遅延が生じる可能性もあるのではないかといった意見があり、このようなことから、紙媒体での発行は時代に合わないとした結論に至り、昨年と同様の陳情が不採択となりましたが、同様に、今回も総務産業常任委員会において不採択と決定されたものです。この結果を尊重し、私は陳情第三号を不採択と主張いたします。

以上です。

○議長（奈良完治君）

ほかに討論はありませんか。（「なし」の声あり）これで討論を終わります。

これから陳情第三号を採決いたします。この採決は起立によって行います。

陳情第三号は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（奈良完治君）

起立多数です。よって陳情第三号は委員長の報告のとおり不採択とすることに決定いたしました。

日程第二十三、常任委員会報告を議題といたします。

総務産業常任委員会から報告を願います。石澤貴幸総務産業常任委員長。

○総務産業常任委員会委員長（石澤貴幸君）

総務産業常任委員会より、閉会中の所管事務調査の件についてご報告申し上げます。

去る六月二十四日、常任委員会を開催し、農業生産基盤整備及び農村生活環境整備に関することの枝川鶴田堰についてと、道路、町営住宅、都市計画及び公園に関することのせせらぎ遊歩道について集中審議し、現地視察を行いました。

水路が臭うとの相談が寄せられている枝川鶴田堰は、田舎館村側の藤崎場外車券場付近から、板柳町側の松野木付近にある五所川原堰までの三千六百メートルで、用水路としては廃堰となっており、生活排水や雨水の排水路として利用されているものです。

毎年、区間を決めて清掃や草刈りなどを行っているものの、部分的に流れが悪い箇所があり、臭いの原因になっていることから、今後は問題となっている地点の清掃を重点的に行うとともに、生活排水については下水道への加入をお願いするとの報告がありました。

また、せせらぎ遊歩道については、表町の八幡宮から鹿嶋神社付近までの約千二百メートルであり、廃堰となった三千石堰を平成元年度から平成八年度にかけて雨水排水事業と環境整備事業により完成したのですが、こちらの生活排水や雨水の排水路は地中を流れているため、臭いの苦情は出ていないとのことでした。

現場視察後に委員からは、枝川鶴田堰の流れが悪い部分については、すぐそばを流れる用水路からある程度の量を放流してもらう交渉や、せせらぎ遊歩道は草刈りの徹底や地上部分の水路の景観にも配慮するようにとの意見が出されま

した。枝川鶴田堰及びせせらぎ遊歩道は、藤崎地区の中心住宅街を横断する廃堰となった水路であり、生活環境に密接しているため、今後も水路の維持管理を十分に行い、環境改善を図っていただきたいものです。

以上、総務産業常任委員会報告といたします。

○議長（奈良完治君）

次に、民生教育常任委員会から報告をお願いします。民生教育常任委員会三上道人委員長。

○民生教育常任委員会委員長（三上道人君）

民生教育常任委員会より、閉会中の所管事務調査の件についてご報告申し上げます。

去る七月二日、常任委員会を開催し、社会教育施設及び社会体育施設の管理運営などに関することの国民スポーツ大会における運営などについて、集中審議を実施いたしました。

国民スポーツ大会は、国民の健康増進と体力の向上を図り、地方のスポーツ推進と文化の発展に寄与するため、都道府県の持ち回りで開催される国内最大のスポーツの祭典であります。二〇二六年に、第八十回国民スポーツ大会が青森県で開催されると、一九七七年の第三十二回国民体育大会以来、四十九年ぶりとなるものです。当町においては、正式競技のなぎなた競技が令和八年十月に開催のほか、公開競技のパワーリフティング競技が令和八年九月、デモンストレーションスポーツのスポーツウエルネス吹矢が令和八年五月に開催されることになっています。

また、リハーサル大会となる都道府県対抗なぎなた大会が来年の五月に開催されますが、この大会は本大会と同様の施設や内容で行われることから、全日本なぎなた連盟や青森県なぎなた連盟と協議を重ねており、競技会場や練習会場などの施設整備や、選手、役員の空港や新幹線と会場間の移動手段、スタッフの養成などの検討を進めているところでした。

委員からは、リハーサル大会では、本大会に向けて施設の不備な部分や運営に関する点検をしっかりと行うことや、大

会期間中は全国からたくさんの方が来町する貴重な機会となりますので、町のPRにつながる取組を検討してほしいとの意見を述べ、集中審議を終了しました。

以上、民生教育常任委員会報告といたします。

○議長（奈良完治君）

日程第二十四、議会運営委員会の閉会中の所管事務調査の件を議題といたします。

お諮りいたします。

議会運営委員長から、会議規則第七十二条の規定により、お手元に配付しておりますとおり、所管事務調査のため閉会中の継続調査の申出がありますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（奈良完治君）

異議なしと認めます。よって、申出のとおり決定いたしました。

日程第二十五、常任委員会の閉会中の所管事務調査の件を議題といたします。

お諮りいたします。

各常任委員長から、会議規則第七十二条の規定により、お手元に配付しておりますとおり、所管事務調査のため閉会中の継続調査の申出がありますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（奈良完治君）

異議なしと認めます。よって、それぞれ申出のとおり決定いたしました。

日程第二十六、議会広報特別委員会の閉会中の所管事務調査の件を議題といたします。

お諮りいたします。

議会広報特別委員長から会議規則第七十二条の規定により、お手元に配付しておりますとおり、所管事務調査のため閉会中の継続調査の申出がありますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（奈良完治君）

異議なしと認めます。よって、申出のとおり決定いたしました。

日程第二十七、議員派遣の件を議題といたします。

お諮りいたします。

令和六年十月二十一日から二十三日まで、代表者奈良岡文英議員ほか三名の行政視察研修、派遣場所、沖縄県那覇市ほか、そのほか令和六年十月二十二日、議長、副議長、常任委員長等研修会、派遣場所、青森市、これに派遣したいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（奈良完治君）

異議なしと認めます。よって、本件は派遣することに決定いたしました。

これをもって、本定例会の会議に付議された事件の審議は全て終了しました。

これにて本日の会議を閉じます。

よって、令和六年第三回藤崎町議会定例会を閉会いたします。

ご苦労さまでした。

閉 会 午前十一時二十七分

地方自治法第二百三十三条の規定により、ここに署名する。

議 長 奈 良 完 治

署名議員 石 澤 貴 幸

署名議員 三 上 道 人

署名議員 阿 部 祐 己